

## ●香川県告示第236号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

令和4年8月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 調査の名称及び目的

#### (1) 名称

乳幼児健診に伴う歯科保健・喫煙状況に関するアンケート調査

#### (2) 目的

県内の乳幼児の歯科保健行動及びその両親の喫煙状況の実態等を把握し、「香川県歯と口腔の健康づくり基本計画」及び「健やか香川21ヘルスプラン（第2次）」における該当項目の評価を行うとともに、県民や医療・教育関係機関等の理解と認識を促進させ、新たな取り組みを検討するうえでの資料として活用することを目的とする。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

県内全域（丸亀市を除く。）

#### (2) 属性的範囲

県内16市町について、各市町が実施する1歳半健診及び3歳児健診の対象世帯

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

定期的にフッ化物歯面塗布をしている幼児の状況、甘味食品・飲料を飲食する習慣を持つ幼児の状況、毎日保護者が仕上げみがきをする習慣のある幼児の状況、受動喫煙の機会及び周産期における母親の喫煙状況等

#### (2) 基準となる期日

令和4年9月1日現在

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

約1,000

#### (2) 選定の方法

各市町所管課が所有する1歳半健診及び3歳児健診の対象世帯の名簿を用いる。

### 5 報告を求めるために用いる方法

16市町のうち、13市町については各市町から対象世帯に送付する1歳半健診及び3歳児健診の案内に調査票を同封し、回答が記入された調査票を各健診会場において、当該市町の職員が回収する。高松市、善通寺市及び三木町の3市町については、健診会場で当該市町の職員が調査票を配布し、その場で回答が記入された調査票を回収する。

### 6 報告を求める期間

令和4年9月1日から同年11月30日まで